

納税難民

16日から2017年分の税の確定申告が始まる。今年には仮想通貨の利益を巡る申告が増えると思定されるほか、医療費控除の制度変更がある。ただ、給料からの源泉徴収に慣れた会社員が迷わず納税にたどりつけるかどうか。日本で「納税難民」がさまよう心配が漂っている。

クラウド会計ソフトのFreee（フリー、東京・

全取引の履歴把握難しく

仮想通貨 交換だけで課税

仮想通貨と税のウソ・ホント

| | | |
|---------------------|-----|-------------------------|
| 取引には税金がかからない | ウソ | 換金や商品の購入時に、取得額と時価の差額に課税 |
| 海外の交換事業者を使えば非課税 | ウソ | 日本に住むなら日本に納税 |
| 仮想通貨同士の交換でも課税 | ホント | 価値が確定したとみなされる |
| 少額なら申告不要 | ホント | 所得20万円以下なら申告不要 |
| 損失を給与所得と相殺できる | ウソ | 同じ雑所得のみ通算できる |
| 分裂で手にした新しい通貨は課税されない | ウソ | 取得時の価格はゼロ。換金などで課税 |

品川)が6日に開いた確定申告セミナー。会場では仮想通貨の取引で1億円以上。定員は400人だった

が、募集開始から1日もたずに予約が埋まった。

「覚えていない」

国税庁は17年夏、仮想通貨で得た利益は「雑所得」にあたるこの見方を公表した。原稿料や講演料などと

同じ扱いだ。所得に応じ累進課税され、会社員の場合は給与所得などと合算して15〜55%（地方税含む）の税率がかかる。20万円超の所得があれば、確定申告が必要になる。

だが、どのように申告すればよいのかはとても分からない。

「これまでの取引を全て覚えているわけではない。どうやって計算したらよいのか」。東京都内に住む30代のある男性会社員は、国税庁のホームページを見て冷汗をかいた。仮想通貨を別の仮想通貨に交換するだけで、課税されることを知ったからだ。

例えば10万円をビットコインに替えた後、ビットコインが15万円に値上がりしたとする。それを15万円分のリップルに交換すると、5万円に税がかかる。通貨の交換で一度、利益が「確定」したとみなされる。男性は3年ほど前に100万円を投資し、仮想通貨同士の交換や新規購入を繰り返した。今では十数種類

当局にも課題

17年はビットコインなどの「仮想通貨元年」と呼ばれた。取引の過程で1億円の利益があるとみなされれば、数千円分の税金がかかる。持っている仮想通貨を売ればよいが、値下がりしていれば思ったほどの利益は出ない。納税できない業者の34%にすぎない。納税難民の予備軍はすくばにいる。

日本では源泉徴収が多く、16年の申告者は業者の34%にすぎない。納税難民の予備軍はすくばに